

議 長	事務局長	次 長	係 長	書 記

**全員協議会記録簿**  
(閉会中)

会議名	全 員 协 谱 会			
開会日時	令和 5年 2月 20日(月) 10時 00分 開会			
	令和 5年 2月 20日(月) 11時 05分 閉会			
場 所	第1委員会室			
出席者数	在籍者 16名中、16名出席			
出席議員	大下 正幸	児玉 史則	—	
	南澤 克彦	田邊 介三	山本 数博	
	武岡 隆文	新田 和明	芦田 宏治	
	山根 温子	先川 和幸	石飛 慶久	
	山本 優	熊高 昌三	宍戸 邦夫	
	秋田 雅朝	金行 哲昭	—	
	—	—	—	
欠席議員	—	—	—	
説明のため出席したもの	職 名	氏 名	職 名	
	—	—	—	
	—	—	—	
	—	—	—	
出席した事務局職員	事 務 局 長	毛利 幹夫	事 務 局 次 長	久城 祐二
	総 務 係 長	藤井 伸樹	総 務 係 主 査	日野 貴恵

事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・開会</li><li>・議長あいさつ</li><li>・議長報告等<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 議会のうごき</li><li>(2) 委員長等報告</li></ul></li><li>・その他<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 事務局から報告・連絡<ul style="list-style-type: none"><li>① 安芸高田市議会の個人情報の保護に関する条例について</li></ul></li><li>・議員間討議事項について</li></ul></li></ul>
----	--

## 1. 開会 【10:00】

○児玉副議長

ただいまから全員協議会を開会いたします。  
開会にあたり、議長より挨拶をいただきます。

## 2. 議長あいさつ

○大下議長

おはようございます。  
令和5年第1回定例会前の全員協ということで、よろしくお願ひいたします。

## 3. 議長報告等

### (1) 議会のうごき

○児玉副議長

それでは会議日程に沿って議事を進めて参ります。

これより議長報告等に入ります。議会の動きについて議長より報告いただきます。

○大下議長

9月1日、第49回の全国高速自動車道路の市議会協議会及び、総会に出席をして参りました。  
2日には、県選出の国會議員の方に要望活動をして参りました。

それと、2月9日、全国市議会議長会第230回理事会及び、第114回の評議会、評議委員会  
合同会議に出席をいたしました。そのあと県選出の国會議員の方に要望活動をして参りました。  
資料については、控え室にありますのでご一読いただければと思います。

○児玉副議長

ただいま議長から説明があったとおりですが、皆さんからご質疑等ございますか。

(質疑なし)

ないようですので、以上で議長報告を終わります。

### (2) 委員長等報告

○児玉副議長

続いて、委員長等報告に移ります。

各委員長からの報告がありましたらお願ひいたします。

○山本(優)議会運営委員長

1月27日に1ヶ月前の委員会を開催いたしました。3月議会の日程、議案について協議して  
おります。日程については、2月27日開会、3月16日閉会の18日間とすることとしており  
ます。

次に、2月13日に第5回委員会を開催しました。会期日程について協議または提出案件、議  
案等の取り扱いについて協議いたしました。陳情要望についての取り扱いも協議いたしました  
が、一覧表のとおり産業厚生常任委員会に1件、総務文教常任委員会に1件を委員会付託とす  
ることに決定しました。

それから2月17日に第6回委員会を開催いたしました。市長より委員会調査について指摘事  
項があり、日程について協議しましたが、結果、従来どおりとすることに決定しました。一般  
質問の日程について協議しましたが、3月6日が5人、7日が4人とさせていただきました。

そのほか、協議の中で通年議会についてと、タブレット使用について、調査することにいた  
しまして、今後、議会各改革の一環として検討していくことと決定しました。

○芦田総務文教常任委員長

3月1日の総務文教常任委員会に出しております3件の所管事務調査について、申請書のコ  
ピーをボックスに入れておりますので、よろしくお願ひします。

○山根産業厚生常任委員長

産業厚生常任委員会においても総務文教常任委員会と同じく、所管事務調査についての文書

をボックスに入れさせていただきたいと思いますので、またご覧ください。

それから、令和5年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が2月13日に開催されまして、それに出席しております。低所得者に対する保険料の軽減措置について、法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものなど、議案第1号から第12号までをすべて原案どおり可決しております。また、発議案第1号として、今回、当議会でも発議しておりますように、この広域連合議会においても、個人情報の保護に関する条例の制定についてを原案を可決しました。詳細は控え室に閲覧資料としてありますのでご覧ください。

次に、第2回国民健康保険運営協議会は2月7日に行われました。委員会からは、副委員長が出席をいたしました。今回は、報告事案3件と諮問事項3件でしたが、今回の予算に関わる、特に令和5年度国民健康保険特別会計予算案について、国保の財政調整基金のうち5億2,000万円を後期高齢者医療被保険者の保険事業に資するため、地域福祉基金に積み立てることを目的とし、5億2,000万円を国民健康保険特別会計に繰り入れるというものです。これについても、詳細は控え室に閲覧資料としてありますので、ご覧いただきたいと思います。

○石飛予算決算常任委員長

(なし)

○新田議会広報特別委員長

議会広報特別委員会からお詫びがありますので、報告申し上げます。議会だより第76号が皆さんのメールボックスに入っていたかと思うんですが、その中の最後の21ページのカタログポケットのところのQRコードが、大変申し訳ないことに、ダミーのQRコードをそのまま掲載したために、このQRコードではインターネットにアクセスすることができないということが、発行した後に確認が取れたということで、皆さん方には、発行した状況でありますので、問い合わせ等がまだ入るかと思いますので、ホームページ等々ではQRコードも貼り付けて、そこからアクセスができるようにもしておりますので、この場を借りてお詫び申し上げます。大変申しわけございません。

以降、またしっかりと委員会内で協議しながら最終チェックをしていきたいと思いますので、今後ともご理解賜りますように、よろしくお願ひいたします。

○秋田監査委員

1月23日に定例の例月出納検査を行いました。

それからもう1点、住民監査請求が提出されました。安芸高田市職員措置請求書ということで、令和5年1月19日付で事務局の方に提出され、受領されました。令和5年2月14日に、この住民監査請求に係る職員陳述の聴取を行いました。結果についてはこれから審議をさせていただく予定でございます。

○芸北広域環境施設組合議会熊高議員

芸北広域議会は、3月28日に、議会を予定しております。

3月3日にそのための議会運営委員会を行いますので、何かございましたら、早めにお知らせいただきたいと思います。

○児玉副議長

その他皆さんから、会議に参加された方で報告等ございますか。

(なし)

ただいまの委員長報告に対して皆さんからご質疑等ございますか。

○南澤議員

議会運営委員会の報告の中で、市長から委員会に対して何かあったというようなお話をうかがうと思ふんですけども、どういった指摘があったのか教えていただけますでしょうか。

○児玉副議長

ただいまの質疑に対して、はい。

○山本（優）議会運営委員長

事務局より、後ほど説明して頂きます。

○毛利事務局長

それでは議会運営委員会における市長の申し入れについて説明いたします。各常任委員会での所管事務調査についての申し入れがありました。委員会は、開会期間中に活動するというのが規則で決まっているので、所管事務調査の申し入れを開会日の2月27日にするのが正しいのではないかという申し入れです。

今回の場合は3月定例会の場合は特に、市長の方針、あるいは新年度予算と、大変タイトなスケジュールでしたので、事前に執行部の方へ所管事務調査の申し出をしておりました。資料が、2月21日に提出をお願いしていました。3月1日が委員会ですので、その10日前、休みの日がありましたので議員の手元に3日前に届くようにするには、資料の提出を2月21日で申し込みでおりました。

しかしそれは、委員会の活動としては開会中でないのでおかしいのではないかという申し出があり、協議の結果、規則を読み解いてみて、市長の申し出のとおり2月27日に所管事務調査の申し出を行うという方針になりました。

それに伴って、各種委員会の2つの委員会の日程を、後ろに変更するということも検討いたしましたが、委員会の方が後に持ってきて、予算を先に持ってくるとか、一般質問を先に持ってくるとか検討したんですけども、今の日程の方が、質疑あるいは一般質問の運営が上手にできるんじゃないかということで、2委員会の日程を変えずに運営するという方針になりました。

○児玉副議長

そのほか質疑はございますか。

○南澤議員

地域懇談会のまとめを各委員会で行ったかと思うんですけど、その取り扱いはその後何か進捗ありますでしょうか。まとめを各委員会で作ったと思うんですけど、執行部の方に早く出さなきやいけないっていうような話だったかと思うんですが、その後どうなったかなというところ。

○山本（優）議会運営委員長

まとめを議長に提出して、議長から市長の方へ提出をしていただきました。

○児玉副議長

そのほか質疑ございますか。

○熊高議員

南澤議員との関係もある。今の、だからいつ市長に出すかというところまで。だからそこの結論言ってくれんと。どうなってるか全然分からぬ。

○大下議長

今の報告会のまとめについては、もう総務文教の方も産業厚生の方からも出してもらった時点で執行部の方へ提出いたしました。それからは何の返事もありません。

○熊高議員

出したということでいつ出したということなんですか。

○大下議長

まとめてもらったのがいつだったか、今見たんですけど、ちょっとはつきり覚えてないですけど、まとめてもらった資料が事務局に届いた時点で、その明くる日には提出しました。

○熊高議員

だから、日付を入れて、市長に出したということですね。だから日付は分かるんでしょ。事務局。

○児玉副議長  
暫時休憩します。

休憩 10:15  
再開 10:16

○児玉副議長  
休憩を閉じて会議を再開いたします。  
先ほどの熊高議員から質問がありました、市長の方に議会報告会のまとめをいつ提出したか  
ということですが、これは毛利局長の方から報告していただきます。

○毛利事務局長  
地域報告懇談会の報告をやりました。市長の方へ提出いたしましたのは、2月3日でござい  
ます。

○熊高議員  
こういう大事なことを、議長の動きの中に出してないということはどういうことなんですか。  
○毛利事務局長

確かにおっしゃられるとおりでございます。事務局としてちょっと失念といいましょうか、  
記載を忘れておりました。大変申し訳ございません。以後気をつけさせていただきます。

○児玉副議長  
他に質疑はございますか。

○熊高議員  
もう1点、広報委員長に。広報を拝見したんですけど、いつもご苦労いただきありがとうございます。

ちょっと確認というか、分かりにくいくらいで確認させていただきたいんですが、6ページの左  
下に、議事進行に関する発言というのがありますよね。この意味が中身も含めて不明なんです  
けども、どういう意図でこういうふうに書いてあるのかお伺いしたいんですか。

○新田議会広報特別委員長  
熊高議員の質疑に対してなんですが、予算決算委員会の中で、この内容が質疑があったとい  
うことに対して、委員長の方からこういった答弁が入ったんですが、全国市議会議長会の方に  
も確認し、内容の割愛、整理する中で、ここでやるべきことではないという判断の中から、地  
元から声が上がればそれはそれ、議会が地元の意見聴取をするのも議員活動で行えばいいって  
いうような形の答弁だったので、そのまま載せさせていただきました。整理については、委員  
の方でやってます。

○熊高議員  
市民が読むんで、市民は非常に分かりにくいんじゃないかなと。私が読んでも分かりにくいで  
ん、どう説明、もし聞かれたときすればいいのかなという思いで聞いたんですけども。  
議事進行に関する発言という、議事進行という言葉が、私は委員会の中おりましたから、や  
りとりが膠着化しちゃったという中で、南澤議員も発言されたんだと思いますし、その結果とし  
て、石飛委員長がそのように整理されたんだということは分かるんだけど、議事進行のために  
これがあったということが読み取れるんですね。その辺がちょっと、どんなふうに説明すれば  
いいのかなということでお聞きしたんですけども。

議事進行とこの南澤議員と石飛委員長のやりとりが、何となく私は分かるんですよ。ただ、  
市民の皆さんと議事進行とはこれどういうことなんやと。

だから、議論が膠着しどるんで、委員長がそういうふうにまとめられたというような感じで

私は受けとめて当然おるんですけども。だから議事進行という言葉がここに適切なのかどうかというのを、ちょっと受けとめたんで。いや、皆さんそれで十分市民に聞かれたら説明できるということなら、その確認しとけばと思ったんですよ。ちょっと分かりにくいですよ。私にはですね。

○新田議会広報特別委員長

今、熊高委員からの質疑で、確かに難しい内容だと言うのは、委員の中でも話をして、ただ通常は質疑に対して、執行部が答弁という形にはなるんですけども、この場合は、内容について、ちょっと整理が難しいなというところを判断された委員長の発言があったということは今までになかったことなので、こういう文言を使わせていただいたということは、皆さん参加されたので、ここにいらっしゃる議員の皆さんご理解されてると思うんで、市民の方から問い合わせ等、事務局もしくは各議員の議員活動の中で、そういったことがもしあれば、それにお答えしていただければ幸いです。

○熊高議員

意図は話で理解するんですけど、黄色の特別枠で書いてあるし。だからこういうことは、議会運営上の問題にもなってくるんで、広報の皆さんの責任じゃないと思うんですよ。

だからそこらは議会として、しっかりと確認しておく必要があるかなという気がするんです。これ以上はここで議論しませんけども、もう出た以上はこれをどのように、もし市民から問い合わせが出た時にどうするなんかという統一した議会としての見解を持つべきだろうなという意味で確認をさせていただくんですけども、議長含めて議運の委員長あたりで、こういったことがあったときにはどうするかというところの一定の方向性を確認いただきたいなということで私の方は終わります。

○児玉副議長

ただいま熊高議員から問題提起ありましたけど、これ議運の方でまた1度、今回の報告内容に関して審議ということはされてみたらどうかと思いますがいかがですか。

一応でき上がったる物なんで、これに対してどうこうとはもう間に合いませんけど、今後の検証ということで。

○熊高議員

私も副議長おっしゃるとおりの発言したんで、議運等でいろいろ協議をして問題なければ、今後そのようにやっていくと。もし課題としてあるんなら、何らかの整理をしつかないとという気がしたんで、私の考え方方が違ってれば、そのようにまた整理していただければいいわけですから。

副議長おっしゃったように問題提起というか、そういう形なんで、こういうことがまたあるかもしれませんということでよろしくお願ひしたいと思います。

○児玉副議長

議会運営委員会はどうでしょうか。

○山本(優)議会運営委員長

ちょっとはつきり問題点が、まだ理解できないところもあるんですが、広報の委員長と相談しながら検討してみたいと思います。

○児玉副議長

その他質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので、以上で委員長等報告を終わります。

4.その他

(1)事務局から報告・連絡

①安芸高田市議会の個人情報の保護に関する条例について

○児玉副議長

続いてその他の項に入ります。

ここで事務局から諸連絡があるようですので報告を求めます。

○毛利事務局長

それでは、他の安芸高田市議会の個人情報の保護に関する条例についての件でござります。

こちらの、安芸高田市個人情報保護の保護に関する条例につきましては、令和5年第1回定例会におきまして、2月27日、議員発議で上程をさせていただく予定でございます。すでに1月27日過ぎに、各議員に議案の案を配布させていただいておりますけれども、その上で、ご質疑がございましたら連絡くださいという案内をさせていただいております。

数件質疑がいただきましたので、そちらの方を含めて、本日詳しくこの条例案を説明させていただきます。できれば2月27日は、質疑がない状態で採決いただけますよう、本日、事務局で説明させていただきますので、ご質問がありましたら十分にご質疑いただきたいと思います。詳しくは、藤井係長の方から説明させていただきます。

○児玉副議長

続いて説明を求めます。

○藤井事務局係長

それでは失礼いたします。

安芸高田市議会の個人情報の保護に関する条例についてご説明させていただきます。

先ほど局長からもございましたように、この条例については、あらかじめ皆様にお配りをさせていただいたところであります。それに合わせてA4の資料も議運で使ったんですが、お配りさせていただいたんですが、ちょっと追加事項がございましたので、本日皆様のお手元に改めてA4の1枚もの、両面刷りをお配りさせていただいております。こちらを用いて説明をさせていただきたいと思います。

この発議案につきましては、議会運営委員会の皆様が、全員で提出いただくということで、定例会の初日に提出したいと考えております。

これでございますが、個人情報の保護の改正に伴って4月1日から新しい個人情報保護法が施行されたことによりますものでございますが、国においてデジタル化を推進していることや、民間と行政、現在それぞれの団体がそれぞれのルールで基づいて今運用しているといったことから、データの利活用に支障があると、グレーゾーンとかビッグデータの活用等に支障があるということから、統一したルールが国全体で必要なんじゃないかということで、それによって、データを流通させやすくして、経済を活性化させようという、そういう目的等から、このたび法改正があったということでございますが、このルールに議会が除外されているということでございます。

そこら辺の現状や経緯については、これまで議運と全員協の方でご説明させていただきましたとおりでございます。執行部におきましては、12月定例会において法律の施行条例を提出されて、ご審議いただいて可決されたところでございます。詳細につきましては、説明が重複いたしますので省略をさせていただきます。

それでは資料、A4、1枚物をご覧ください。(1)から(3)これにつきましては、あらかじめお配りさせていただいたものと、内容は変わっておりません。これまでの経緯と、あと条例等の比較というのをさせていただいております。

まず、この条例ですが、前提といたしましては、この4月から施行を予定しております。本市ではすでに、安芸高田市の個人情報保護条例というので規定がされております。個人情報の運用や取り扱いについて、特にこのたび4月からまた改正するということなんですが、大きな変更というのは特にございません。国の改正された法律、ここから文言を引用して議会にとつ

て関係あるところと規定しております。ですので、書きぶり等が異なっている点がございます。より詳しく定義されているといったことがございます。これは、今後法改正が國の方であった時に、書きぶりと異なることによって、改正が煩雑となるということを避けるため、なるべく同じように対応しやすくするために、合わせて作成したものでございます。また、取り扱いや手続き等においては、執行部と議会で取り扱いに差が生じないように調整をさせていただき、規定したところです。

それでは条例の方、1ページをご覧ください。条例は全部で6章57条、そして付則で構成をされております。

まず第1章では、条例における総則を定めております。この条例の目的や、使用される用語、議会の責務等を定義しております。このたび、現在の条例から、新たに定義として追加されている主なものについてご説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。3ページ、第2条定義でございますが、第5項ですね、3ページの第5項、個人情報ファイルについてです。個人情報ファイルは、保有個人情報を含む情報の集合体で、個人情報をデータベース化したものとかですね、あと電子化されていなくても、名前等が容易に検索できるよう反映されているものというものが想定されておりまして、定義させてもらっております。

続きまして、その下、第7項と第8項でございます。第7項には仮名加工情報、そして第8項では匿名加工情報について、定義をしているものでございます。

これらにつきましては、議会が作成することは想定しがたいものと3議長会と個人情報保護委員会、総務省の協議において判断はされていらっしゃいますが、議会の方がこの情報を受けるということは、今後、想定というのはされるだろうという観点から、本条例にも取り扱いについて定める必要があるのではというところから、定義をさせてもらっているところでございます。

この仮名加工情報、匿名加工情報ですが、ちょっとイメージとして、どのようなものかというのを作らせてもらいましたので、そちらご確認いただきたいと思います。ちょっと戻っていただいて、A4の1枚もの、裏面をご覧ください。本日お配りしたA4の1枚物の裏に、仮名加工情報と匿名加工情報のイメージというのを作っております。

ここで、②③とございますが、まず②でございます。②仮名加工情報、これは①の個人情報を加工して、加工の元となる個人情報の一部を削除することで、これ以外の他の情報と照らし合せない限り、特定の個人を識別することができないようになったもの。こういったものを仮名加工情報と言います。このイメージでいきますと、氏名が記号になっておりますが、この記号が誰っていう情報がないと、この情報自体は個人を特定できないといったところが特徴でございます。

他には匿名加工情報③ですが、こちらは個人情報を加工して、個人特定できるものを削除するなど、特定の個人を識別できなくして、さらに元の個人情報に復元ができないようになったものと、こういったものを匿名加工情報ということになっております。

それでは、条例の方に戻りまして4ページをご覧ください。4ページ、下の方ですが、第2章として、個人情報等の取り扱いについてということでございます。個人情報の保有の制限、また、利用目的の明示、利用及び提供の制限、適正な取得、安全管理における必要な措置等について、それぞれ定めるものでございます。

特に7ページをご覧ください。7ページの第5項に保有特定個人情報の利用及び提供の制限、こちらについて規定しております。これにつきましては12条30条38条の個人情報の取り扱いを読みかえるようこちらで定めております。これは、今後の法改正があった際に、先ほど申し上げましたように、改正がわかりやすくするためということで表にして示されておったものです。ちなみに保有特定個人情報というのがマイナンバーのある情報のことをしております。

続きまして8ページから9ページにかけてございますが、8ページから9ページの第15条、第16条でございます。こちらは、先ほどちょっと説明をいたしました、仮名加工情報と匿名加工情報の取り扱いに係る義務について定めるものです。そして、第3章として個人情報ファイル簿について作成及び公表等を定めるものでございます。第17条においては、個人情報ファイル簿の作成及び公表についてその他適用しないものとするとするものについても規定をしております。

それでは続きまして11ページの方お願いいいたします。11ページ中段第4章でございますが、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止について定めているものでございます。こちらこれまでも、読んでいったところなんですが、現行とほぼ取り扱いについては同様でございます。

それでは15ページをお願いいたします。15ページにつきまして、第25条、開示決定等の期限でございます。開示決定期限及び期限延長についてですが、執行部と同様の取り扱いとなるよう、それぞれ15日以内、そしてその次の第26条、開示請求のあった日から30日以内といたしておりますが、こちらは事務処理における期日については執行部と同じ、同様の取り扱いとなるよう、規定をしたものでございます。

続きまして17ページをお願いいたします。中段の30条でございます。30条では、開示請求の手数料について定めているところでございます。この手数料を含めた取り扱いにつきましても、執行部と同様の取り扱いとなるよう、規定をさせていただいたものでございます。

21ページをお願いいたします。下ほどの第4節、審査請求の第45条でございます。審査請求についてです。審査請求があったときに、審査会に諮問しなければいけないことについて、定めております。執行部におきましては、この法が施行後は、個人情報保護委員会が法の解釈権限を有するということになっておりますので、議会としては、条例として定めるということでございますので、現在の取り扱いと同様、安芸高田市公文書等管理情報公開個人情報保護審査会に引き続き、諮問をいたすことといたします。

23ページをお願いいたします。23ページ、第5章雑則の第50条でございます。第50条は審査会への諮問でございます。こちらについて定めるものでございます。専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、先ほどの第45条と同様に、議会はこれまでどおり、安芸高田市公文書等管理情報公開個人情報保護審査会に諮問をすることといたします。

その下でございますが、第6章は罰則について定めるものでございます。23ページの53条から54条まで、改正後の個人情報保護法で規定されている罰則と同様に定めるものでございますが、24ページ、第57条の過料についてでございますが5万円以下と規定しております。法の方ではですね、10万円以下となっておりますが、地方自治法の方で、法に特別な定めがない場合、条例で定められる過料の上限が5万円ということと決まっておりますので、こちらにつきましては、5万円以下と規定をするものでございます。

最後に付則でございます。付則の第1条改正では、条例の施行日を令和5年4月1日からとして、第2条改正については、過日の12月定例会において、執行部でございました、法律の施行条例の付則で行われた改正について、再度改正するものですので、公布の日からということといたします。

次に第2条改正でございます。先ほどご説明いたしました、安芸高田市個人情報の保護に関する法律施行条例、こちらの付則第6条におきまして、安芸高田市公文書等管理、情報公開個人情報保護審査会条例の条文中に、現行の条例から、施行条例に改正する一部改正がございました。

議会におきましては、現行と同様の取り扱いとなるよう規定する必要がございますので、第6条改正に、規定する実施機関として安芸高田市議会の個人情報の保護に関する条例、第1条に規定する議会、このたび制定するものでございますが、こちらの文言を付け加えて、25ページに移りますが、(7)と(8)になります。7号と8号ですね。所掌の事務に、第45条、審査

請求に関する事項と、第50条、諮問に関する事項、こちらの2つを加えさせていただくということになります。

そしてその下、第7条第1項中に、審査会が審査請求で調査のため、必要であれば自己情報の提示を求めることができるよう、安芸高田市議会の個人情報の保護に関する条例で規定する議会が保有する自己本人とする、保有個人情報の文言を加えるように、条例の一部改正を行うものでございます。以上で、条例の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○児玉副議長

ただいまの説明について、皆さんから何かご質問ご意見ございますか。

○新田議員

今説明の中にはなかったんですが、第20条をもうちょっと詳しく聞きたいなと思ってたんですが、特には(3)のア、イのところを詳しくご説明いただければなと思います。お願いします。

○児玉副議長

暫時休憩とします。

休憩 10:44

再開 10:47

○児玉副議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいま新田議員の方から質問がございましたけども、詳細に関しましては事務局の方からまた後ほど説明させていただくということで、この件は終了させていただきたいと思います。

その他皆さんから、今の個人情報の保護に関する条例についてご質問ございますか。

○金行議員

ちょっとお尋ねするんですが、説明員が言わされたように議会の個人情報と安芸高田市議会個人情報の件は同じ。今回、議会の方で提出者と賛成者と出されてるもんで、一緒ですよね、中の文言が。理解して良いですよね。この分は抜粋してあるんですが、こっちに書いてあるのも一緒ですよね、内容は。そう、理解したらいいんですか。ただ、私がちょっとこんがらがつとんですが。この案で説明受けたでしょ。それと、今回、議運の方で出してくださったんがあるでしょ。あれ、内容一緒ですよね。

○藤井係長

議会運営委員会で、最初に提出させていただいた案とほとんど一緒でございます。ちょっと文言等を整理をさせていただきました。

○児玉副議長

他に皆さんからございますか。

(なし)

ないようですので、以上で、個人情報の保護に関する条例についての件を終わります。

・不適切な一般質問について

○児玉副議長

続いてその他の項、説明をお願いいたします。

○毛利事務局長

それでは、お手元の方に配布させていただいておりますけれども、2月15日付で、市長から議長宛に、不適切な一般質問についてということで文書が出されております。ご一読いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○児玉副議長

その他皆さんから何かその他の項でご意見ございますか。

○熊高議員

今、市長から出た分の中身ご一読と言われたんだけど、もうすでにこれから議会が始まる状況になるんで、特に議運でもこの間、いろいろ議論がありましたけども、下から4行目の執行部として動議を用いて議長の責任を明確にいたしますというようなことを書いてあるんですね。

こういうことができるかどうかというのを、いろいろ調べても事務局も確認できてないんじゃないかなと思うんで、実態としてそんなことがまた議場で出たら、ただ混乱するだけになるんで、できるのかできないのかということも含めて、今までこういうことはないわけで、その確認をしておかないとまた議場で混乱するんじゃないかな。上方にもいろいろ書いてありますので、これは読んできちっとみんなが認識しておく必要があるんだと思うんですよね。

ですから、これについてはご一読くださいじやなしに、読んで確認をして疑義があれば、それぞれ納得しておかないと、これから議会がもう始まるのに、また混乱のもとになるような気がするんですが、いかがですか。

○児玉副議長

ただいま、熊高議員のあれば、これを1回ちょっと事務局の方で朗読していただくということですか。

○熊高議員

皆さん、しっかりと認識しとかないといけない問題でしょう。副議長。だから、ここで確認をしとかんと次に確認する場はないでしょ、このことについて。もうすでに一般質問が始まるわけでしょうから。

それまでに、これどうなんかなというなことがそれぞれ出てきたときに、誰が受けとめてアドバイスするなんかとか、整理するかとかいうことはこういう場でしかないんじゃないんですか。

○児玉副議長

それじゃ1回、事務局の方でちょっと朗読いただいて、その後皆さんからご質問があれば伺いたいと思いますがそれでよろしいですか。

○久城事務局次長

内容について、朗読させていただきます。

宛先は安芸高田市議会議長、大下正幸様。安芸高田市長石丸伸二より。不適切な一般質問についてということで、文書が来ております。

かねてより指摘していますが、一般質問において不適切な事例が散見されます。会議規則に定めているとおり、一般質問は市の一般事務について質問する場であり、関係のない事象についての質問や自身の主張を行う場ではありません。議員必携にはあくまで質問に徹するべきで、要望やお願いやお礼の言葉を述べることは厳に慎むべきとまで書いてあります。

しかしながら、反間に答えない、居眠りを釈明する、執行部に拳手を求めるなど、一般質問としてありえない振る舞いがまかりとおっている状態です。規範を逸脱した勝手な言動は、議会を軽視し議員の地位を貶める行為に他なりません。

このような不適切な事例を未然に防ぐため、議長の立場から、議員を厳しく指導し、中立公正な議事進行に努めるよう求めます。

なお議員必携には、議事進行上の問題についての発言(動議)に対しては、議長が答弁や措置によって応じると明記しています。

本来の正しい一般質問となるよう、執行部として、動議を用いて議長の責任を明確にしていきますので、くれぐれもご留意ください。

また通告に関しても、議員必携において具体性がない場合は、議長は受理できないし、また受理すべきでないと説明されているとおり、適切な取り扱いをお願いします。以上です。

○児玉副議長

一応皆さん読んでいただいたと思いますが、一度朗読していただいて、頭に入れられて、この件に関して皆さんから何かご質問があればお願ひします。

○大下議長

これに対しては市長が書いてきておられるんですが、やはり通告がしてあるので、一般質問される方も明確な質問をしていただきたいというふうに思います。

極端に言うと、前段で長々と自分の思いをしゃべるというのもどうかなというふうに思いますが、そこらは気をつけてやっていただきたいと思います。

それと執行部に対しては、一般質問は、市民の声の代弁でありますよということも言ってありますし、明確な答弁をしていただくように伝えてありますので、そこらをご了承いただきて、皆さんも明確な答弁、質問をされるようにお願いしたいというふうに思います。

○児玉副議長

他に皆さんから何かござりますか。

○田邊議員

先ほど熊高議員が言われた下から4行目の執行部として動議を用いて議長の責任を明確にということは、これはできるんですか、できないんですか、そこをちょっと教えていただきたいんですけど。

○毛利事務局長

動議というのは、議会の構成員に認められている権利でございまして、議会の構成員は議員でございますので、執行部には認められません。

また、動議を出された場合、賛成者が2名以上必要ということになりますよね。そしたら、市長が動議を出されても賛成者はおられないんじゃないのかということで、基本、執行部からの動議というのは前提にされておりません。

○児玉副議長

他に質問ござりますか。

○熊高議員

今、局長が説明されたとおり、執行部には動議の権限はないんだろうなと私もずっと思ってんですけども、それなのにこういうふうに書いてあるということは、何を根拠にしとるんかと問うほうがいいんじゃないのかと、執行部に。何を根拠に市長は動議を出そうと思うんですけど。

それをやりとりしとかんと、出してるじゃないかと、やりよって言うとったじゃないかと。でも、それは権限は議場ではないというふうに議長は当然却下されるのが普通でしょ。

でも、あえてこう書いてあるということは、彼のことだから何を考えてるかちょっとよう分からんし、それは事務局同士で総務とでも、何を根拠にこんなこと言ってきたんかということは、問うべきじゃないかと。

○久城事務局次長

確かに今おっしゃられるとおりだと思います。ここで、一番引っかかるのが、先ほど局長申しましたように、動議自体についてはそうなんですけど、ほかには議事進行上の問題って書いてありますよ、議事進行上。ここが多分、何かその引っかかるところなんだと思います。こちら辺をちょっと確認しとかにやいけんなとは思っています。

○熊高議員

だから、今、次長がおっしゃったように、何かに引っ付けて正当化するという議論になってくるんで、前もってしっかり確認をしながら、また議場で混乱するということになりかねんで、できるだけ事前に精査することができるところはしておいて、適切にそこで瞬時に答えることができるようにしておいて欲しいというふうにお願いしときます。

○金行議員

根本的に今、説明されたように、動議というのは執行部にはないはずですよね。今、熊高議員が言われたように動議という言葉を市長が使ってくるということは、ありえないことなんです。議事運用上の問題というのは、その執行部側からも求められることはあるが、動議が言うのを言われた時に、議員の権限ですからね。そこらは明確にしとかないといけんと思います。

○田邊議員

先ほど説明があった動議は、執行部にはその権限がないという説明だったんですけど、要はもうないのであれば、その賛成者を募るということももうせずに、もういやその権利はありませんということでそこでも納めるという方向だと理解しといてよろしいでしょうか。

○児玉副議長

今色々ご意見出ましたが、その他何かご意見ございますか。

さっき事務局長から連絡ありましたように、執行部の動議っていうのはないということなんですが、熊高議員おっしゃるように、何を根拠にこれを書いてきてるんかというところで対処っていうのは必要だらうというところで事務局の方で、その辺のところをしっかりと対処方針を決めといいていただくというところでどうでしょうか。混乱せんように議場が。

(「そうして頂きたい」の声あり)

○児玉副議長

そのようにまとめさせていただきます。

その他何かございますか。

○南澤議員

この文章は、市長から議長宛に出ていて、議長の立場から議員を厳しく指導し、というふうな文言だったり、一般質問に関して議長が受理できないとかすべきでないと説明をするとかということが書かれているんですけれども、これについて議長はどういうお考えなのかというのをちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○大下議長

議長としては、やはりその一般質問ができるだけ皆さんのお見が通るように、発言できるようにとは思いますが、市長からこれだけ言われたら、やはり、明確に簡潔にやってもらわないと、私の立場としても、皆さんに注意をせざるを得なくなるということが起きると思いますんで、そこらを気をつけていただきたいと思います。

○児玉副議長

よろしいですか。

○秋田議員

そういういた動議の問題もありましたけども、まずこれが出てきるとのに、すでにかねてより指摘ということで、今回もということで、一般質問において不適切な事例が散見されますと。これがもう向こうには分かつとて、こっちの通告書を出してるわけだから。それを分かつとて、そういう話で…。

(「通告書を出す前よ」との声あり)

出す前なんです？今までのをもう一回？

今思ったのは、分かつとることなら最初に話をしひきやええことだから、それをまた議場で何のかんのやったらそれこそまたおかしげな話だなという思いで今言ったんじやけど。

じゃあ、今回の一般質問出したことではそれはないということですか。通告書をもう出しどるわけじやけ。

○大下議長。

あるかないか分かりませんが、先ほどから言ってるように、私語は慎んでいただくように。通告してあるんですから。できるだけ明確に簡潔に、質問をして下さいと言っているんです。

○児玉副議長

その他、今の不適切な一般質問について皆さんから何かご意見ございますか。

○熊高議員

議長の方で今答えていただいたんで、それをしっかりとやっていたらしく、この市長に対する対応っていうのはないのかなって。私語という言葉を議長おっしゃいましたけど、その辺の判断が議長がされないというのが大変だと思いますけども、そこは公平にそれぞれの発言の趣旨をしっかりと理解した上で判断をいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○児玉副議長

その他ございますか。

○山本(数)委員。

皆さんちょっと報告しておきたいんですけど。

○児玉副議長

今の不適切な一般質問についてございますか。

(なし)

ないようですので、ただいまの不適切な一般質問についての件は終わりといたします。

・JR芸備線について

○児玉副議長

続きまして他の皆さんから何かございますか。

○山本(数)議員

本日、芸備線議員の連絡協議会で、以前JRと芸備線対策協議会の方へ要請要望事項があれば言うんで、皆さんに照会かけてたんですが、それをまとめまして、今日、広島市の議会棟の方で理事会開いて、その内容の確認をして、JRと芸備線対策協議会の方へ出すように、会議をするようにしておりますんで一応報告しておきます。

また決まりましたら、皆さんに要請要望事項を配布いたします。よろしくお願ひします。

○児玉副議長

続きまして他に他の項何かございますか。

(なし)

ないようですので、それでは他の項を終了いたします。

5. 議員間討議事項について

○児玉副議長

続いて、次に議員間討議事項についてを議題といたします。

議員間での討議が必要な案件がございますか。

(なし)

案件がありませんので、以上をもちまして本日の全員協議会を終了いたします。

大変お疲れでございました。

6. 閉会 【11:05】